

桂川町告示第129号

平成29年第5回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

平成29年11月27日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 平成29年12月8日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

原中 政廣君

林 英明君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

下川 康弘君

竹本 慶吉君

藤川 正恭君

青柳 久善君

○12月15日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成29年 第5回(定例)桂川町議会会議録(第1日)

平成29年12月8日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成29年12月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 環境衛生対策について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 承認第11号 平成29年度桂川町一般会計補正予算(専決第1号)
- 日程第7 承認第12号 平成29年度桂川町一般会計補正予算(専決第2号)
- 日程第8 議案第32号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定
- 日程第9 議案第33号 桂川町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定
- 日程第10 議案第34号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第35号 平成29年度桂川町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第36号 平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第37号 平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第38号 平成29年度桂川町水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 環境衛生対策について
- 日程第5 議会広報委員長報告

(1) 議会広報の編集及び発行について

- 日程第6 承認第11号 平成29年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）
日程第7 承認第12号 平成29年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）
日程第8 議案第32号 定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定
日程第9 議案第33号 桂川町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定
日程第10 議案第34号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第11 議案第35号 平成29年度桂川町一般会計補正予算（第3号）
日程第12 議案第36号 平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第37号 平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第38号 平成29年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）

出席議員（10名）

1番 原中 政廣君	2番 林 英明君
3番 杉村 明彦君	4番 大塚 和佳君
5番 吉川紀代子君	6番 北原 裕丈君
7番 下川 康弘君	8番 竹本 慶吉君
9番 藤川 正恭君	10番 青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森山 一平君
教育長	瓜生 郁義君	総務課長	弓削 孝徳君
企画財政課長	山邊 久長君	建設事業課長	原中 康君
建設事業課長補佐	小金丸卓哉君	住民課長兼会計管理者	坂井 習司君
税務課長	平井登志子君	保険環境課長	横山 由枝君
健康福祉課長	江藤 栄次君	産業振興課長	山本 博君

子育て支援課長 …………… 秦 俊一君 水道課長 …………… 古野 博文君
学校教育課長 …………… 北原 義識君 社会教育課長 …………… 尾園 晃君
社会教育課長補佐 ……… 原田 紀昭君

午前10時00分開会

○議長（原中 政廣君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、平成29年第5回桂川町議会定例会を開会します。
これより本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（原中 政廣君） 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、吉川紀代子君、6番、北原裕丈君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（原中 政廣君） 会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間にしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの8日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

早いもので、ことしも残すところ3週間余りになりました。

ことしを振り返りますと、国際的には北朝鮮の核実験、ミサイル発射、それに対するアメリカの反応が大変気がかりな状況が続いています。

一方、国政においては、10月に執行された第48回衆議院議員総選挙において、自公政権の継続が支持されるとともに、野党分裂の結果となりました。また、近隣では、九州北部豪雨により、朝倉市、東峰村を中心に大きな被害が発生しました。被災地の一日も早い復旧・復興を念願する次第でございます。

さて、本日は、平成29年第5回桂川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中にもかかわらず御出席を賜り、心から厚く感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日御提案します議案等の提案理由について御説明いたします。

まず初めに、現在、教育委員を務めていただいています大塚敏子氏の任期は、平成29年12月18日までとなっています。これに伴いまして、本来であれば、12月定例町議会に、教育委員の任命に関する人事案件を提案すべきところですが、思いがけない御本人の急な病気のため、入院加療中であります。このため、今回は提案を見送ることにしました。

大塚氏は、教育委員として、本町の教育行政の推進に御尽力されてきました。私としましては、病気の回復状況を見ながら、改めて御本人の意向確認を行い、対応したいと考えていますので、御理解くださいますよう、お願いいたします。

次に、職員採用につきましては、退職者の補充及び事務の拡充に対応するため、一般事務職及び保育士の採用試験を実施し、その結果を、昨日、発表したところです。

次に、地方創生拠点整備交付金事業で取り組んでいます、ゆのうら体験の社につきましては、11月末で基礎工事が完了し、今月中に、柱、梁、屋根の構造躯体が完成する予定です。セカンドスクールとしての活用とあわせて、農業体験、自然体験、野外活動、集団生活、農産物加工等が実践できる施設として利用していただきたいと考えております。

なお、施設の設置及び管理に関する条例案は、3月の定例町議会にて提案したいと考えています。

次に、定住自立構想は、桂川町、飯塚市、嘉麻市の2市1町で、協議・検討を進めているところです。本構想は、同じ生活圏域である2市1町において、飯塚市が中心市となり、国の財政支援の活用を図りながら、広域的に施策を推進していこうとするものです。本定例会に、関連する議案を提案していますので、よろしくお願いいたします。

次に、西鉄バス路線の碓井・大分坑線の廃止については、県と関係市町、西鉄による協議を行い、本年12月中に、西鉄側から、協議を進めるための具体的な提案がなされることになっています。

本件は、経営上の赤字問題に加え、運転手不足から生じる継続の困難さが提起されていますが、住民の皆様に多大な影響を与える事案であり、存続に向けた協議を積極的に行っていきたいと考えております。

次に、地域商社・いいバイ桂川は、6月から毎週水曜日に、コミュニティカフェや野菜・加工品等の販売、地産地消の推進として、学校給食への食材の提供、嘉穂総合高校やとれたて村との連携事業に取り組んでいます。また、11月から、毎月第1木曜日に、高齢者向けサロン「ひまわりカフェ」を始めました。

現在、国の地域おこし協力隊の制度を活用して、2名の隊員が業務に当たっていますが、商工

会やJ Aふくおか嘉穂とも連携しながら、業績拡大と町の情報発信に努めていきたいと考えています。

次に、桂川駅周辺整備事業として取り組んでいます町道山崎・上深町線、いわゆる桂川駅南側道路につきましては、平成30年度の完成を予定しています。関連して進めています桂川駅舎の改築及び自由通路の設計業務については、J R九州と協議の上、基本設計・実施設計に関する協定を締結し、業務を推進しているところです。協定の締結に当たり、期間が2カ年度にまたがるため、継続費を設定する必要が生じたため、専決処分を行いましたので、御報告いたします。

次に、町営住宅二反田団地A棟建築工事は、9月末に工事に着手し、現在、住宅の土台となります基礎杭46本、長さは5mから7mの工事が完了しております。建物の構造は、純ラーメン構造で、独立耐力壁構造を採用しています。これは、マンションなどの高層住宅に多く使われている構造です。今年度末には、6階建てのうち、3階床の構造体部分まで完成する予定です。

次に、県道豆田・稲築線道路改良工事の進捗状況は、泉河内川東側の農地部分から着工するとともに、泉河内川の橋梁工事の下部工についても着手しています。

また、道路用地にかかる商工会館の移転につきましては、10月27日に開催された商工会の臨時総会で承認されましたことを御報告いたします。

次に、現在、市町村ごとに運営されています国民健康保険制度が、平成30年4月から、都道府県と市町村が協力して運営を担うこととなります。国保財政の運営責任の主体は県になりますが、国保被保険者の届出等の窓口業務や医療の受け方等は、今までと変わりありません。また、このことにより、国保被保険者、つまり住民の皆様の負担がふえるのではないかと心配されている方もおられると存じますが、当面、制度的に負担増をなくす措置がありますので、安心していただきたいと思います。

また、本町では、将来にわたって、国保被保険者の負担の軽減を図り、安定した国保財政運営を目指して、関係各課が横断的に連携していく取り組みを、開始したところです。

次に、今回、桂川町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定について提案していますが、これは、学童保育所の利用料について、県が新たに補助制度をスタートさせることに伴い、この制度を活用するために、実施主体である町が、条例の整備を行う必要が生じたものであります。

本町においては、学童保育所の運営は、社会福祉協議会に委託して実施していますが、当初は、PTA活動の一環として運営されていたと聞いています。そして、運営全般は保護者会、経理は社会福祉協議会が担当し、その後、町が社会福祉協議会に委託するようになったようです。このため、本町の条例上、根拠が曖昧なまま経過してきましたことにつきましては、陳謝いたします。

内容的には、これまでの運営を継承し、学童保育所の利用料について、来年度から、生活保護

世帯の児童及び市町村民税が非課税の世帯の児童については、利用料を減免するものです。この減免額の2分の1に相当する額を、県が町に補助することになります。町の負担もふえることになります。つまり、利用料の減免により、保護者の負担軽減につながるものでございます。

次に、本町が所有する中谷水源の水利権は、平成元年に、麻生産業株式会社から1日800tの権利譲渡を受け、その後、水利利用許可の更新を行ってきました。しかし、本町が今日までに利用した実績はありません。このため、国土交通省・遠賀川河川事務所から、水利権の返還を指導されてきました。

中谷水源は、嘉麻市漆生に位置し、本町が所有する土地はなく、本町が利用しようとするれば、土地の取得初め導水管及び施設整備に、膨大な費用を要することが考えられ、本町の実情からして困難であり、かつ更新の必要性も低いと考えられます。よって、河川法第23条の許可に基づく事業の廃止届を、国土交通省に提出し、平成30年3月31日をもって、流水占用の許可を放棄したいと考えています。

次に、補正予算につきましては、専決処分の承認2件と、議案4件を提案しています。

専決処分をしました一般会計の補正予算2件のうち、専決第1号は、平成29年10月22日執行の、第48回衆議院議員総選挙に伴う経費の追加補正でございます。

専決第2号は、庁舎放送設備の老朽化に伴う改修工事費の追加補正と、JR桂川駅舎改築及び自由通路の設計等に当たり、JR九州との2カ年度にまたがる協定を締結する必要が生じたので、継続費の設定を行ったところでございます。

次に、議案第35号の一般会計補正予算（第3号）は、補正額2,136万4,000円を追加し、予算の総額を55億5,440万8,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、歳入では、14款国庫支出金において、町道山崎・上深町線、つまり桂川駅南側道路整備に係る社会資本整備総合交付金の追加配分を計上しています。

また、障害者自立支援給付や子どものための教育・保育給付等に係る負担金の追加計上、その他、社会保障・税番号制度や国民年金事務の変更等に伴うシステム改修に係る補助金、交付金等を計上しています。

次に、15款県支出金では、荒廃森林再生事業費県交付金を追加計上しております。また、国庫支出金と同様に、障害者自立支援給付や子どものための教育・保育給付等に係る負担金を追加計上しております。

次に、16款繰入金におきまして、財政調整基金繰入金の減額計上をしています。

なお、9月補正予算での減額分と今回の予算措置により、今年度当初予算で計上していました財政調整基金の取り崩しは、行わないこととなります。

21款町債では、県防災・行政情報通信ネットワーク再整備事業や、山崎・上深町線等道路整

備に係る道路改良等事業債を追加計上しております。

一方、歳出予算では、人事院勧告や本年10月の人事異動等に伴う人件費について、関係費目を整理して計上しています。

また、個別の案件では、3款民生費において、障害者自立支援給付等に係る扶助費や善来寺保育園に係る子どものための教育・保育給付費負担金を、また、障害者自立支援関係費の国・県負担金等の返還金を、それぞれ追加計上しております。

後期高齢者医療療養給付費負担金については、福岡県後期高齢者医療広域連合からの通知により、減額計上となっています。

6款農林水産業費では、荒廃森林再生事業委託料を計上しています。対象地区は土師徳力地区の約6haと、内山田千代ヶ浦地区の約1haでございます。

8款土木費では、湯ノ浦森林公園内の施設解体工事費を追加計上しております。ゆのうら体験の社の新設に伴い、老朽化したトイレ等の撤去を行うものでございます。

10款教育費では、桂川小学校及び桂川中学校の就学援助費について、対象者の実情に合わせて追加計上しています。

以上が、一般会計の補正の主な内容でございます。

なお、本日御提案します議案は、条例の制定に関するもの2件、条例の一部改正に関するもの1件、平成29年度補正予算の専決処分が2件、平成29年度補正予算が4件の計9件でございます。いずれも重要な案件でございます。

議案の内容につきましては、担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告及び提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3. 総務経済建設委員長報告

○議長（原中 政廣君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

9月議会定例会を終え、本議会まで延べ4回の委員会を開催し、審査してきたところです。

桂川駅南側道路山崎・上深町線8工区、延長140mにつきましては、現在、90%の進捗率であり、12月中旬完了予定です。

また、9工区、200m区間につきましては、進捗率10%であり、今年度3月末に完了予定であります。

また、狹隘道路の改修として整備する平山2区道路拡幅工事90mは、進捗率30%であり、1月中旬完了予定であります。

また、各行政区長から要望された箇所については、本年11カ所を予定しており、10カ所が完了しております。

これ以外の箇所についても、現地調査の結果、舗装の修繕、区画線の消えかかっている箇所など、改修の必要を指摘しているところです。

このように、まだ多くの改修する必要がある箇所が残っていることから、引き続き閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました環境衛生対策についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。藤川委員長。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） 文教厚生委員会に付託されております環境衛生対策について、当委員会の審査結果を報告いたします。

9月定例議会後、4回の委員会を開催し、審査をしております。この間、廃棄物の不法投棄が7件、動物の死体処理が8件となっております。

悪質な不法投棄については、関係機関と連絡を図り、不法投棄の抑制に向けて継続した取り組みをお願いするものであります。

また、ごみの散乱防止については、町民の皆さん方の関心と理解、啓発を行うため、ことし

2回目になります桂川町環境美化の日行動を11月19日に実施し、町民の皆さんの御参加のもと、町内全域で実施され、約2.7tのごみが回収されております。

今後も、桂川町の環境保全のために、環境衛生の抱える課題解決に向けて、一人一人の意識を高めていく必要があります。環境衛生対策は、大切な取り組みであります。よって、引き続き継続審査をお願いし、委員会の報告といたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、環境衛生対策については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。林委員長。

○議会広報委員長（林 英明君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

9月定例会後、3回の委員会を開催いたしております。この間、議会広報の編集・発行について協議を行い、本年10月31日に第17号を発行いたしました。当委員会では、引き続き、桂川議会だより第18号を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、承認2件、議案7件であります。

このうち、承認第11号、第12号は、本日即決していただき、議案第32号から第38号までの7件の議案は、本日質疑を受けた後に各常任委員会に付託します。

なお、議案第32号から第38号までの議案は、12月11日、12日、14日の3日間、各常任委員会で審査をしていただき、12月15日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第6. 承認第11号

○議長（原中 政廣君） 承認第11号平成29年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。山邊企画財政課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） 議案書1ページをお開きください。

承認第11号平成29年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）について御説明を申し上げます。

専決処分の理由といたしましては、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、平成29年9月29日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ863万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,039万4,000円に定めたものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

15款3項1目総務費県委託金863万1,000円の追加は、本年10月22日に執行されました第48回衆議院議員総選挙に伴う県委託金の計上でございます。

次の7ページは歳出でございます。

2款4項3目衆議院議員総選挙費863万1,000円の追加は、6ページの委託金を財源とする衆議院議員総選挙関連経費の計上です。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川でございます。

ただいまの説明に、わかりませんので、詳しく説明をしていただきたいと思います。この議案は、衆議院選挙にかかわるものだという事は承知しておりますけれども、甚だ簡単な説明でありましたので、この支出のところ、7ページ、報酬、職員手当等いろいろ書いてございますけれども、ちょっとわかりませんのでお願いします。

節のところ、報酬、これは77万8,000円ですか。報酬、それから賃金、それから旅費のところ、5万円の計上がなされております。その中で、普通旅費と特別旅費と、別々に書いてございます。この違い、どういうふうにして普通旅費と特別旅費と分けておられるのかわかりません。

それから、需用費のところですけど、修繕料として39万2,000円計上されております。これは何を修繕されたのか、そこを教えてください。

次に、役務費ですけど、通信運搬費として73万3,000円上がっております。これは、通信費ということだけで、内容がわかりません。

それから、あと一つ、14節で、使用料及び賃借料として173万2,000円上がっております。それも、説明は、ただ賃借料だけですので、これ、どういうことか、もう少し詳しくお願いします。

それから、16節では、原材料費と書いてあります。これ、5万円と書いてありますから、私は単に何か講演の看板等をつくるための材料かなと推測はしておりますけれども、説明をお願いします。

○議長（原中 政廣君） 弓削課長。

○総務課長（弓削 孝徳君） 吉川議員の御質問にお答えします。

7ページの予算書の中の1節報酬でございます。この77万8,000円につきましては、あくまでも予算計上でございますが、投票場管理者含めて、立会人等含めて、報酬という形の支払いをするわけでございます。期日前、それから当日の投票日含めて、その費用でございます。

それから、9節賃金でございます。費用弁償につきましては、当然、事前の県の説明会等ございます。そういう職員の旅費等も含めて、ここに計上という形にしております。その中で、普通旅費等の9,000円という形もございます。

それから、7節賃金につきましては、臨時雇い賃金につきましては、期日前投票からその前の準備含めてございますので、臨時職員2名分の賃金の計上でございます。

それから、11節の需用費につきまして、修繕料につきましての39万2,000円等につきましては、いろいろ機械の修繕等、システムがございまして、投票用紙交付機とかいろいろございまして、そこら辺等の発生したときに必要な経費ということで、計上させていただいております。

それから、次の、8ページでございます。12節の役務費の通信運搬費につきましては、入場券の発行をするときの郵送料等でございます。

それから、次のページの、14節使用料及び賃借料の賃借料につきましては、システム機器、ポスター掲示板等の委託をする関係上、そういう形の分でシステム関係の賃借料でございます。

原材料費につきましては、議員、指摘されておりましたように、もし看板等含めてこちらで修繕をする場合の材料費の計上ということでございます。

あと、実績に応じて、最後、精算という形で不用額の形が出るかと思っております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 少し聞き取れなかったので、もう一度お尋ねします。

最初の報酬費のところは、延べ人数をおっしゃってください。

それから、旅費のところ、普通旅費と特別旅費のところ聞き取りにくかったので、はっきりとゆっくり言ってください。

○議長（原中 政廣君） 弓削課長。

○総務課長（弓削 孝徳君） 投票管理者等の報酬につきましては、延べ人数につきましては、投票管理者が1人、立会人が2人の、合わせまして投票管理者が22日分、それと立会人が22日分、それから当日の投票管理者分が8人、それと投票立会人が14人、会場につきましては、22人分を管理者、代理者、立会人含めて計上させていただいております。

それから、旅費については、特別旅費につきましては、委員長の旅費ということで、1名分でございます。普通旅費につきましては、3人分の2回の計上となっております。職員です。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第11号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第11号平成29年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第7. 承認第12号

○議長（原中 政廣君） 承認第12号平成29年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。山邊企画財政課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） 議案書2ページをお開きください。

承認第12号平成29年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）について御説明を申し上げます。

専決処分の理由といたしましては、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、平成29年10月20日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,304万4,000円に定めたものでございます。

第2条の継続費の追加につきましては、第2表で説明をいたします。

4ページをお開きください。

第2表継続費補正でございます。

8款3項都市計画費の桂川駅舎改築及び自由通路設置設計等事業を2カ年の事業費総額1億1,093万円の継続費として設定するものでございます。

次の5ページには、参考といたしまして、継続費についての調書を添付いたしております。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

10款1項1目地方交付税265万円の追加は、普通交付税による財源調整を行っております。

次の9ページは、歳出でございます。

2款1項5目財産管理費265万円の追加は、庁舎放送設備改修工事の計上でございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

ただいま説明をいただきましたけれど、わからないところがありますので、2点ほどお伺いします。

課長の今の説明で、この265万は財源調整というふうに私には聞こえました。財源調整というのがどういうふうになったのか、私がこれを見たときには、地方交付税として265万おりてきたので、そのお金でもって庁舎の放送の改修工事をしたというふうに理解をしておりますけれど、財源調整というふうに私が聞き間違えたのでしょうか。これが1点です。

それと、あと一つ、歳出のほうで、工事請負費として、今言った265万を支出しております。先ほど町長の説明の中にも出てきましたけれど、よくわからなくてあれだったので、もう一度この庁舎放送設備改修工事とはどのような工事なのか、具体的におっしゃってください。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） 吉川議員の質問にお答えいたします。

まず、歳入の地方交付税でございますが、議員御指摘のとおり、財源調整ということで、今回計上をさせていただいているところでございます。

地方交付税につきましては、本年7月に、普通交付税の交付予定の決定というものをいただきまして、その後、財源の留保額というものを保ちながら、年間経過をしているところでございますが、今回は、歳出側で、こちらの財産管理費の執行がございましたので、財源調整として、普通交付税による調整をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 弓削課長。

○総務課長（弓削 孝徳君） 歳出の御説明をいたします。

265万円の計上でございますけど、内訳としまして、15節の工事請負費でございます。放送設備の改修工事につきましては、1階管理入室、2階総務課、それから3階議会事務局になるわけでございます。その放送設備が経年劣化をしておりますので、改修工事ということで、急遽、庁舎全体ですね。それで、前回の9月議会のときには、もう既に、放送機材のほうは改修が不可能ということでございましたので、その後に計上という形になったわけでございます。9月議会には、その旨、そのときには間に合わなかったということで、その後に、そういう形の部分で調整を図って、入札して、業者決定して、工事に至ったということです。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 吉川君、よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第12号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第12号平成29年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第8. 議案第32号

○議長（原中 政廣君） 議案第32号定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。山邊企画財政課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） 議案第32号定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の制定について御説明をいたします。

議案書3ページをお開きください。

まず最初に、定住自立圏構想の概要について御説明をいたします。

本構想は、国が平成20年12月に要綱を制定し推進する施策で、中心市宣言を行った中心市と、圏域形成の協定を締結した近隣市町村が、医療や福祉、教育、産業振興などの政策分野において、連携・協力することにより、当該圏域に必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成しようとする取り組みでございます。

定住自立圏形成の協定は、中心市と近隣市町村が1対1で議会の議決を経た後、締結を行うものでございます。

また、定住自立圏に取り組む市町村に対する国の支援につきましては、特別交付税による財政措置や関係省庁による事業の優先採択等が措置されるようになっている制度でございます。

続きまして、提案理由でございます。

飯塚市、嘉麻市及び桂川町の過半圏域において、国が定めた定住自立圏構想推進要綱による定住自立圏の圏域形成に当たり、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、定住自立圏形成協定に関することを議会の議決事件とするものでございます。

次の4ページが、本条例案でございます。

読み上げまして、提案にかえさせていただきます。

定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例。

地方自治法第96条第2項の規定に基づき、定住自立構想推進要綱による定住自立圏形成協定の締結もしくは変更または同協定の廃止を求める旨の通告は、議会の議決すべき事件とする。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子でございます。

ただいま課長の説明の中にありました、この中心都市というのは、どこのことを指しているのでしょうか。近隣というのは、もちろんこの桂川町だと思いますけれど、そうしたときに、1対1となりますと、その中心都市と桂川町の1対1の協定ということで理解してよろしいでしょうか。確認いたします。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） 吉川議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の質問でございますが、桂川町を含むこの圏域の中心市ということに関しての質問だと理解しておりますが、この定住自立圏構想の要綱が示します中心市の条件、これが、人口が5万人程度、それから昼夜間の比率が1.0以上ということで、この要件を満たすものは飯塚市ということになりますので、飯塚市が中心市ということでございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 今の説明ですと、桂川が協定を結ぶとしたら、飯塚市と桂川が1対1で結ぶということですね。そういう理解でよろしいですね。

○議長（原中 政廣君） 山邊課長。

○企画財政課長（山邊 久長君） そのとおりでございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。（「ちょっと今の」と呼ぶ者あり）井上町長。

○町長（井上 利一君） 済いません。誤解があつてはいけませんので。

あくまでも1対1の協定になりますが、事業の内容によっては、嘉麻市も一緒にということもあります。ですから、そこのところは事業によって変わりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたしま

す。

日程第9 議案第33号

○議長（原中 政廣君） 議案第33号桂川町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。秦子育て支援課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 議案第33号桂川町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

提案理由は、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の実施により、当該事業に係る学童保育所の利用料を減免するに当たり、利用料の設定、減免などについて整備する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

議案書6ページをお開きください。

第1条では、この条例の目的について、第2条では、学童保育所の名称及び位置について、第3条では、対象児童について、第4条では、入所の決定について、第5条では、期間及び時間について、第6条では、学童保育所の休日について明記しております。

第7条では、利用料について、児童1人当たり月額4,000円とし、2人目以降は月額2,500円と定めようとするものです。

第8条では、利用料の減免について明記しており、第1項では、児童の保護者が生活保護法の規定による保護を受けているときは、利用料を免除することができるとし、第2項では、児童の保護者が市町村民税非課税世帯に属する者である場合には、利用料を半額とすることができるように定めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。提案説明とさせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長に対して、質疑ありませんか。吉川君、これは文教厚生委員会に付託しますので、重要な部分があれば、質疑してください。なければ、文教委員会のほうで審議していただきたいと思います。

○議員（5番 吉川紀代子君） せっかく挙げたき、一つだけ。

○議長（原中 政廣君） 1点、どうぞ。

○議員（5番 吉川紀代子君） 質問いたします。

今回この条例を制定するという事は、県から市町村に助成が出るということでこの条例をつくるということなんですけれど、一步前進であると承知しております。

それで、お尋ねします。

今回は、利用料が4,000円と、そして、それを半額、県が補助をし、半額、町が助成するというような感じだと思うんですけど、従来は幾らでしたでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 秦課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 現在、利用料については、おやつ代込みで1人当たり5,500円、2人目以降は4,000円となっております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩といたします。11時5分より再開いたします。よろしくお願ひします。暫時休憩。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

日程第10. 議案第34号

○議長（原中 政廣君） 議案第34号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。弓削総務課長。

○総務課長（弓削 孝徳君） 議案書8ページをお開きください。

議案第34号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由といたしましては、本年8月の人事院勧告に伴い、本町一般職に属する職員の給料月額及び勤勉手当の支給率の改定を行うため、桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、本条例案を提出するものでございます。

次に、9ページをお開きください。

改正する主な内容としましては、第18条は勤勉手当の関係でございます。勤勉手当を再任用

短時間勤務職員以外の職員については0.1月分を、再任用職員短時間勤務職員については0.05月分を引き上げるものでございます。

附則第6項は、55歳以上の特定職員に係る勤勉手当の減額の調整に関するものでございます。

別表第1の一般給料表、9ページから13ページにかけましての給料表につきましては、月額400円から1,000円を引き上げるものでございます。

具体の措置としましては、給料月額観点では、世代間の給料配分を若年層に重点を置き、1級の初任給で1,000円を引き上げるものでございます。

13ページの第2条につきましては、30年度からの勤勉手当について規定をしておるところでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子でございます。

濟いませぬ。9ページからずっと書いてございますけれど、9ページに書いてある表のようなもので、1級、2級、3級、4級、5級、6級と書いてございますけれど、これは職責といいまされかね、これをちょっと明らかにしてください。1級、2級ではわかりませぬ。

あと一点は、今回、人事院勧告に基づいて給料は上がるということなんですけれど、この場合、臨時の職員さんは該当するかどうか、お答えください。

○議長（原中 政廣君） 弓削課長。

○総務課長（弓削 孝徳君） 吉川議員の御質問にお答えします。

この職員区分の一般給料表の1級、2級、3級、4級、5級、6級、ございます。この給料表につきましては、13ページまでございます。

1級につきましては書記、2級も書記でございまして、3級は主査、4級は係長、5級は課長補佐、6級課長ということでございます。

それから、臨時職員の給料改定につきましては、1級の5が基準でございますので、若干値上がりという形にはなろうかと思えます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 濟いませぬ。聞こえにくかったんですけどね。聞こえたのは3級

の係長だけで、よくわからない。1級のショサですか。（「書記」と呼ぶ者あり）ショキ。ショキっちゃあ何ですか。

- 総務課長（弓削 孝徳君） 階級上、書記という形で任命しております。
 - 議員（5番 吉川紀代子君） ショ、初めての。
 - 総務課長（弓削 孝徳君） 書く。書道の「書」です。
 - 議員（5番 吉川紀代子君） 書記という階級があるんですか。
 - 総務課長（弓削 孝徳君） 書記、主査。
 - 議員（5番 吉川紀代子君） 書記、ショサですね。
 - 総務課長（弓削 孝徳君） 主査。
 - 議員（5番 吉川紀代子君） 主査。
 - 総務課長（弓削 孝徳君） 主査、そして係長、課長補佐。
 - 議員（5番 吉川紀代子君） 補佐ですね。
 - 総務課長（弓削 孝徳君） 課長です。
 - 議員（5番 吉川紀代子君） 課長ですね。6級は。（「1、2級が書記」と呼ぶ者あり）
 - 総務課長（弓削 孝徳君） 1、2級が書記です。
 - 議員（5番 吉川紀代子君） 1、2級が書記ですか。そして、3が主査、4級が係長、それから5級が補佐、（「課長補佐」と呼ぶ者あり）6級が課長ですね。ありがとうございます。
 - 議長（原中 政廣君） よろしいですか。
 - 議員（5番 吉川紀代子君） はい。
 - 議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第35号

- 議長（原中 政廣君） 議案第35号平成29年度桂川町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。山邊企画財政課長。

- 企画財政課長（山邊 久長君） 議案書14ページをお開きください。

議案第35号平成29年度桂川町一般会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

提案理由といたしまして、平成29年度桂川町一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、

地方自治法第218条第1項の規定により、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,136万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億5,440万8,000円に定めようとするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、第2表で御説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

緊急防災減災事業債及び公共事業等債につきまして、対象事業費の変更等により、限度額について変更を行うものでございます。

次の6ページに、参考として、地方債の当該年度末における現在高等の調書を添付いたしております。

続きまして、9ページをお開きください。

歳入でございます。

10款1項1目地方交付税5,030万8,000円の追加は、普通交付税による財源調整を行っております。補正後の地方交付税総額18億7,591万5,000円の内訳は、普通交付税が16億7,591万5,000円、特別交付税が2億円で、財源留保見込み額は1,195万5,000円となるものです。

次の10ページをお願いいたします。

12款1項1目民生費負担金94万4,000円の追加は、善来寺保育園保育料の調定額の変更によるものです。

14款1項1目民生費国庫負担金1,022万円の追加は、障害者自立支援給付費等社会福祉費国庫負担金対象事業費の増減や子どものための教育・保育給付費国庫負担金の対象事業費の追加等によるものです。

次の12ページ、2項1目総務費国庫補助金29万5,000円の追加は、社会保障・税番号システム整備費国庫補助金の追加によるものです。

2目民生費国庫補助金18万2,000円の追加は、保育所処遇改善関係事業に係るシステム改修に係る追加計上です。

4目土木費国庫補助金824万8,000円の追加は、社会資本整備総合交付金の追加配分によるものです。

3項2目民生費国庫委託金149万8,000円の追加は、法改正に伴う国民年金関連事務の電算システムの改修に係る各委託金の追加計上です。

次の14ページをお願いいたします。

15款1項1目民生費県負担金510万9,000円の追加は、障害者自立支援給付費等社会福祉費県負担金対象事業費の増減や子どものための教育・保育給付費県負担金の対象事業費の追加等によるものです。

2項5目農林水産業費県補助金201万円の追加は、県税であります森林環境税を活用した荒廃森林再生事業費県交付金の新規計上によるものです。

次の16ページをお願いいたします。

18款1項1目財政調整基金繰入金6,000万円の減額は、財源調整によるものです。このことによりまして、9月補正予算で減額措置1億4,000万円と合わせまして、当初予算で計上しておりました財政調整基金の2億円の取り崩しは皆減となるものでございます。

20款4項2目雑入5万円の追加は、農業者年金業務に対して、農業者年金基金より措置される業務委託手数料の追加計上です。

次の18ページ、歳出、21款1項1目総務債270万円の減額は、防災行政情報通信ネットワーク再整備事業債庁舎分の事業年度の変更等によるものです。

3目土木費540万円の追加は、社会資本整備総合交付金の追加配分に伴うその補助裏に対する道路改良等事業債の増額です。

4目消防債20万円の減額は、防災行政情報通信ネットワーク再整備事業債消防組合への負担分につきましても、事業年度の変更等によるものでございます。

次の19ページからは、歳出でございます。

歳出予算におきましては、職員人件費につきましても、人事院勧告に基づくものや、本年10月の人事異動等に伴う関係費目につきまして整理をいたしております。

それでは、内容についての御説明をいたします。

1款1項1目議会費6万3,000円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の20ページ、2款1項1目一般管理費87万3,000円の追加も、職員人件費の整理によるものです。

9目電算管理費22万7,000円の追加は、社会保障・税番号制度システム整備委託料の変更契約によるものです。

12目防災諸費274万3,000円の減額は、県防災行政情報通信ネットワーク再整備事業負担金庁舎分の事業年度の変更等によるものです。

2項1目税務総務費51万4,000円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の22ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費34万3,000円の追加は、職員人件費の整理及びマイナンバーカード交付事業費国庫補助金の返還によるものです。

6 項 1 目監査委員費 5 万 5,000 円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の 24 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 5 万 2,000 円の追加は、職員人件費の整理及び国民健康保険特別会計への繰出金の追加計上によるものです。

2 目障害者福祉費 3,452 万円の追加は、説明欄に記載いたしております、3、給与費の増減及び前年度障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還によるものです。

3 目老人福祉費 2,707 万 4,000 円の減額は、職員人件費の整理及び後期高齢者医療療養給付費負担金、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額によるものです。

10 目地域包括支援センター事業費 7 万 7,000 円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の 26 ページをお願いいたします。

11 目総合福祉センター費 4 万 3,000 円の追加は、浴場循環配管洗浄手数料の計上によるものです。

2 項 1 目児童福祉総務費 6 万 7,000 円の追加は、善来寺保育園への子どものための教育・保育給付費負担金の追加計上によるものです。

4 目子育て支援費 3 万 2,000 円の追加は、職員人件費の整理及び子ども・子育て支援システム制度改正対応業務委託料の新規計上によるものです。

5 目土師保育所費 3 万 4,000 円の追加、次の 28 ページ、6 目吉隈保育所費 5 万 3,000 円の追加は、ともに職員人件費の整理によるものです。

3 項 1 目国民年金費 1 万 5,500 円の追加は、職員人件費の整理及び年金生活者支援給付金システム、国民年金届け出電子媒体化等システムの改修委託料の新規計上によるものです。

次の 30 ページ、お願いいたします。

4 項 2 目人権センター運営費 5 万 2,000 円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 4 万 8,000 円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

4 目健康づくり推進費 1 万 6,000 円の追加は、説明欄に記載いたしております各事業費の前年度国及び県補助金の返還金の計上によるものです。

次の 32 ページ、5 款 1 項 1 目失業対策総務費 5 万 7,000 円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の 2 項 1 目労働諸費 1 万 5,800 円の減額は、10 月の人事異動によるものです。

次の 34 ページ、6 款 1 項 2 目農業総務費 3 万 9,000 円の追加は、職員人件費の整理及び有害鳥獣捕獲補助金の追加計上によるものです。

3 目農業者年金 5 万円の追加は、消耗品の追加計上によるものです。

6 目農地費 5 万 2,000 円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の36ページ、2項3目荒廃森林再生事業費201万円の追加は、委託料の新規計上によるものです。

次の7款1項1目商工総務費5万1,000円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の38ページ、8款2項1目道路橋梁総務費9万6,000円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

3目道路橋梁新設改良費は、社会資本整備総合交付金の追加配分等に伴う財源組み替えを行っております。

3項1目都市計画総務費1万7,000円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

3目公園費の200万円の追加は、湯ノ浦森林公園内施設解体工事費の新規計上によるものです。

次の40ページ、4項1目住宅管理費5万5,000円の追加、2目住宅建設費7万6,000円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

9款1項1目非常備消防費89万2,000円の減額は、飯塚地区消防組合負担金の組合通知によるものです。

次の42ページ、10款1項2目事務局費14万円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

2項2目桂川小学校の教育振興費17万2,000円の追加、次の44ページ、4項2目桂川中学校の教育振興費37万5,000円の追加は、ともに就学援助対象児童並びに生徒の増員によるものです。

次の5項1目桂川幼稚園費30万6,000円の追加は、職員人件費の整理によるものです。

次の46ページ、6項1目共同調理場費28万3,000円の追加、次の7項1目社会教育総務費19万7,000円の追加、6目王塚装飾古墳館費8万3,000円の追加、7目図書館費2万4,000円の追加、49ページ、8項3目総合体育館費6万円の追加は、いずれも職員人件費の整理によるものです。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） たしか、この22ページのところで、戸籍住民基本台帳費というところで、ここの計上は34万4,000円となっていますけれど、課長は34万3,000円とおっしゃいました。訂正をお願いします。これ、34万4,000円が正しいんでしょう。たしか34万3,000円とおっしゃいました。

それと、あと一つ、農業のところで、委託費として5万円、何か収入がありましたよね。それがここで支出、何ページでしたかね、ちょっとよくわかんない。（「34ページ」と呼ぶ者あり）34ページ、ここで、需用費、消耗品費としていただいた5万円を支出しているわけですよね。消耗品って何ですか、これ。

○議長（原中 政廣君） 山本課長。

○産業振興課長（山本 博君） 消耗品費でございますが、一般的に使います事務費、紙ですとか鉛筆とかファイルとか、そういったものに該当するものでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託いたします。（「先ほどの訂正をさせていただきたいと思います」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってね。それでは、山邊課長のほうから訂正がありますので、許可します。どうぞ。

○企画財政課長（山邊 久長君） 先ほどの補正予算の説明の中で、22ページに記載をいたしております2款3項1目戸籍住民基本台帳費の補正額34万4,000円を、私が34万3,000円と御説明をしたということでございますので、改めまして、補正額34万4,000円でおわびをし、訂正をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

日程第12. 議案第36号

○議長（原中 政廣君） 議案第36号平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第36号平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の15ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、平成29年度桂川町国民健康保健特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ24万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,663万円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

8款1項1目一般会計繰入金は、職員給与等繰入金へ24万1,000円の増額をお願いしております。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費24万1,000円の増額は、人事院勧告による給与等の改定に伴う増額と育児休業取得に伴う人件費等の減額の差し引き額の計上及びマイナンバー制度に伴うシステム整備委託料、国保制度改革に係る作業用パソコンを備品購入費としてお願いしております。

以上、簡単ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第36号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第13. 議案第37号

○議長（原中 政廣君） 議案第37号平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第37号平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の16ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、平成29年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ94万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ1億8,679万3,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目事務費繰入金94万円の減額は、人事異動等に伴う人件費の整理により、減額をお願いしております。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費94万円の減額は、人事異動等に伴う人件費の整理により、減額をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第37号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第14. 議案第38号

○議長（原中 政廣君） 議案第38号平成29年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について内容の説明求めます。古野水道課長。

○水道課長（古野 博文君） 議案第38号について御説明申し上げます。本議案は、平成29年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

既にお手元に配付しております補正予算書にて御説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページ目をお願いします。

第2条は、収益的収入及び支出でございます。

この予算は、当初予算の第3条で定めた予算で、その補正を今回お願いいたしております。

今回、収入におきまして補正はございません。

支出におきまして、1款水道事業費用の既決予定額から33万9,000円の増額をお願いし、補正後の額を2億849万8,000円に定めようとするものでございます。

内容についての説明は、6ページの補正予算説明書にて御説明させていただきます。

収益的収入及び支出の支出についてでございます。

第1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の12万5,000円の増額、同じく2目配水及び給水費の10万3,000円の増額、同じく4目総掛かり費の11万1,000円の増額については、人事院勧告等に伴う職員人件費の整理によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。

ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 6ページのところで、手当とか給料とかいろいろ書いてございますけれど、それぞれ、その人数を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 古野課長。

○水道課長（古野 博文君） 職員の数についてはですけど、1、原水及び浄水費、これ、3名です。2の配水及び給水費2名、4の総掛かり費、これには3名の職員の人数、トータルの8分の人件費が計上されています。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 濟いません。そしたら、原水及び浄水費のところだけが手当となって、給料とはなっていないんですけど、これ、何ですか。給料はここでは上がらないわけですか。何かよくわからないけど。ほかのところは給料で、配水及び給水費のところでは1万5,000円ですか。それで、その次の総掛かり費では2万3,000円となっているけれど、原水及び浄水費のところでは、手当の10万2,000円だけで、給料というのがないんですけど、これ、何ですか。

○議長（原中 政廣君） 古野課長。

○水道課長（古野 博文君） 原水及び浄水費については、これ、浄水場の職員、現業職の職員であります。給料表の改定が、そこであるなしのところがあろうかと思えます。そういうふうなところで、今回、給料の改定がないところについては変更がないということでございますけど、よろしいでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） そしたら、この現場の方といいますか、浄水場の方は、今回給料のアップはないわけなんですね。そしたら、この方は正職員じゃないんですか。先ほどの人事院勧告か、先ほど弓削課長にお尋ねしたときに、職員は上がるけれど、臨時といいますか、そういう方は該当しないというようなことだったんですけど、ということは、この浄水場で働いておられる方は臨時の方ですか。

○議長（原中 政廣君） ちょっと確認して、そこ。ちょっと待ってください。そこ、きちっと確

認して、回答出して。課長、そこだけ確認して。

○水道課長（古野 博文君） わかりました。

○議長（原中 政廣君） 確認してからでいいよ。

○水道課長（古野 博文君） ちょっと確認して、御回答させていただきたいと思います。ちょっと誤っていけば、訂正を、またそのときはお願いします。

○議長（原中 政廣君） 後ほど確認ということによろしいですかね。

○議員（5番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

今、吉川議員から出た内容は、総務委員長長の報告のほうに入れていただくということによろしいですね。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前11時39分散会
